

飲酒運転厳罰化がひき逃げに与える影響の分析

1190565 山下 武大

高知工科大学 経済・マネジメント学群

1. はじめに

現代日本では、車が必要不可欠な社会となっている。車社会の発達によりこれまで以上に移動が便利になり、人々を豊かにしてくれる。しかし、それと同時に飲酒運転による悲惨な事故が引き起こされ、安全が脅かされるという問題も発生している。最近では元モーニング娘の吉澤ひとみさんが、飲酒ひき逃げ事故を起こし、またその時の映像が拡散され、大きな話題にもなった。

もともと、いずれも小さな子供が犠牲となった1999年の東名高速飲酒運転事故、2006年の福岡海の中道大橋飲酒運転事故という悲惨な事故をきっかけとして飲酒運転が社会問題となった。そして、事故の遺族などの声もあり、飲酒運転について厳罰化する法改正が行われていった。この法改正はいずれも飲酒運転事故を減少させるという効果があることがデータによって証明されている。しかし、飲酒運転についてあまりにも厳罰化されたために飲酒運転によって事故を起こした人がその場から逃げるといった選択をとるようになり、それによってひき逃げ事故が増えたのではないかと考えた。また、一連の法改正を調べたところ現在の法律では飲酒事故で捕まるよりもひき逃げをして捕まったほうが罪が軽くなるという状況があることがわかった。先ほど述べた福岡海の中道大橋飲酒運転事故はこの逃げ得という状況が浮き彫りになった事故でもある。人間は心理的に、損をする状況ではリスクの高い選択をする傾向にあるといわれており、飲酒で事故を起こしてしまった場合に、リスクを好む人はリスクを背負ってでもその場から逃げて罪を軽くしようとする傾向にあるのではないかと考える。

そこで今回の研究では、ひき逃げ事故を起こした運転手の中で飲酒をしていた人について、飲酒運転についての法改正前後で、その数やひき逃げ全体に占める割合がどのように変化したかを比較し、これまでの飲酒運転についての法改正が飲酒運転事故だけでなくひき逃げ事故にどのような影響を及ぼしたかを考えていきたいと思う。そして一連の法改正は本当に人々のためになる法改正であったのか、よりよい法改

正はなかったのか、今後どのようにこの問題と向き合っていくかを提案していきたいと思う。

私がなぜこの研究テーマを選んだかだが、私自身春から警察官の職に就くため、飲酒運転やひき逃げ事故の現状を知り、少しでもこういった悲惨な事故がなくなるような改善点を提案することでこれからの私自身の将来にも生かせればと思いいこのテーマを選んだ。

2. 先行研究

これまで、飲酒運転による法改正の厳罰化によるひき逃げ事件への影響を研究として、三上悠子(2010)「一連の飲酒運転厳罰化の効果に関する研究—飲酒運転事故及びひき逃げ事件の発生件数に与える影響の分析—」、向井遼太郎(2015)「飲酒運転事故をめぐる法改正が飲酒運転及びひき逃げ事件に与える効果の分析」がある。この二つの研究は、一連の飲酒運転に対する法改正が飲酒事故、ひき逃げ事故に与える影響を研究テーマとしていた。そして、飲酒事故に関しては、刑罰の重さや運転免許の減点などのデータを利用して分析を行いこれらの法改正が効果を発揮したという結論に至っていた。しかし、飲酒事故とひき逃げ事件、それぞれ別のデータが使われていたために、ひき逃げを起こした人が必ずしも飲酒運転をしているとは限らないという理由から、飲酒運転に対する法改正がひき逃げに与える影響について求めることができていなかった。それらを踏まえて私はひき逃げ事件を起こした運転手の中で飲酒をしていた人、つまり飲酒かつひき逃げ事故のデータを集めて分析していこうと思う。

3. 現状

では、ここでは一連の法改正を説明する。まず、2002年に飲酒運転に対する罰則が懲役刑、罰金刑、運転免許の減点のいずれについても厳しくなり、また、呼気アルコール量も引き下げられた。そして、2007年、2009年とさらに罰則が強化された。結果的に、酒酔い運転が懲役2年罰金10万円から懲

役 5 年罰金 100 万円、酒気帯び運転が懲役 3 か月罰金 5 万円から懲役 3 年罰金 50 万円と法改正が行われた。また 2001 年にはこれまでなかった危険運転致死傷罪が新設された。ここに挙げただけでも非常に飲酒運転に厳しくなったことが見受けられる。

実際にこれらの法改正によって、飲酒事故発生件数、飲酒死亡事故件数はともに減少しており、一定の成果を見せている。(図 1) しかし、現在の法律で、飲酒運転により死傷事故を起こした際に、ひき逃げをした場合とひき逃げをしなかった場合を比較すると、(最も重い刑罰が科せられた場合とする) ひき逃げをした場合(致死+ひき逃げ)は、自動車運転過失致死傷罪+救護義務違反で懲役 15 年、ひき逃げをしなかった場合(致死+飲酒)は、危険運転致死罪で懲役 20 年と、ひき逃げをした方が刑罰が軽くなるという状況が起こりうると思われる。

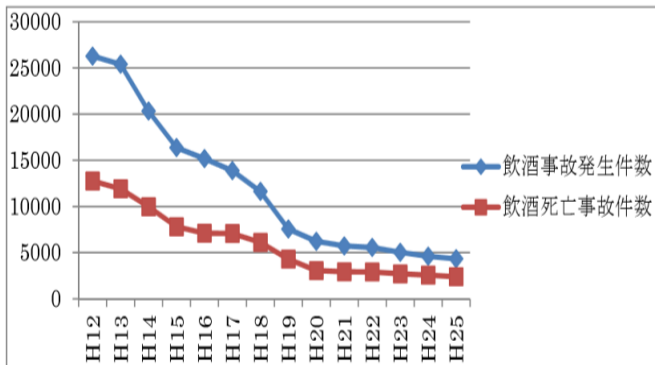


図 1 原付以上運転者（第 1 当事者）の飲酒運転の事故発生件数の推移

4. 研究方法

本研究は、警察庁のデータを用いる。これまでの研究では、飲酒事故、ひき逃げ事故それぞれ別のデータで研究が行われていたため、飲酒かつひき逃げ事故の件数が明らかにされていなかった。現実的に、ひき逃げを起こした人を捕まえるには時間がかかるため、ひき逃げを起こした人が飲酒をしていたかどうかはわからないことが多いというのが現状であり、実際の数は把握できない。しかし、ひき逃げを起こした人の動機を調べることでそれが明らかになるのではないかと考えた。そこで私は、警察庁のデータの中にあるひき逃げ事件の逃走の動機（人身）という項目のデータを用いて研究を行う

ことにした。このデータを平成 12 年から平成 29 年まで集めて飲酒運転についての法改正前後を比較していく。

5. 結果

分析した結果、ひき逃げ事故のうち飲酒が逃走の動機である件数は年々減少している。(図 2) 縦軸が飲酒によってひき逃げが起こった件数で横軸が平成 12 年から平成 29 年までである。また、グラフ中の縦線は法改正が行われた年である。一回目と三回目の法改正後は少し減少の幅は小さくはなっているが、この約 15 年で発生件数は約 4 分の 1 に減っていることが分かる。

しかし、(図 3) のようにひき逃げ事件の件数自体が減っているため、全ひき逃げ事件に占める割合についても比較してみることにした。(図 4) こちらの縦軸は、全ひき逃げのうち飲酒運転が占める割合を示している。また、グラフ中の縦線は同じく法改正が行われた年である。同じくこちらも減少傾向にあるといえる。また、割合をとっても、この約 15 年で 3 分の 1 程度まで減っているのがわかる。また、どちらのグラフも比較的同じような割合で減少しており、法改正による影響は感じさせない結果となった。

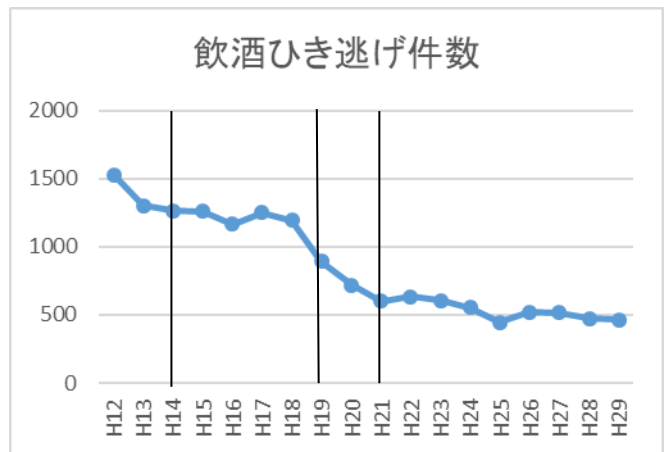


図 2 ひき逃げ事件の逃走の動機のうち飲酒運転の件数

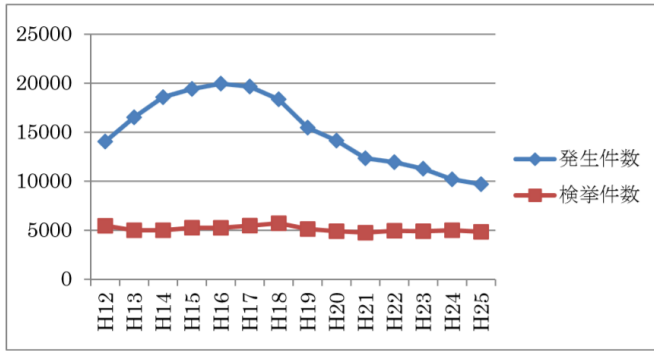


図 3 ひき逃げ事件の発生件数・検挙件数

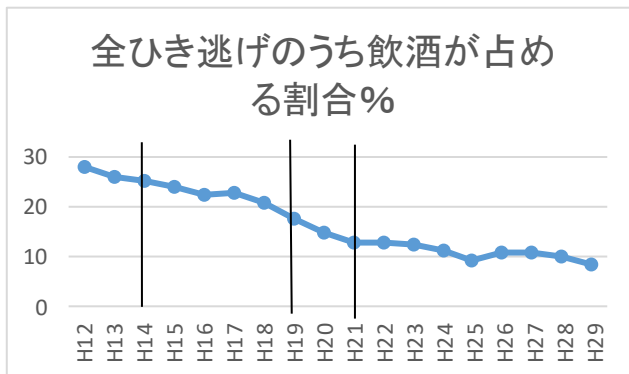


図 4 全ひき逃げのうち飲酒運転が動機である割合

6. 考察

以上の結果を踏まえると、一連の飲酒運転についての法改正がひき逃げを増加させるのではないかという仮説は否定されたと私は考える。よってこの一連の法改正は社会問題となっている飲酒運転に対して効果があるものであったと考える。しかし、まだまだ飲酒事故、飲酒によるひき逃げ事故が撲滅に至っていないというのも現実であり、近年は減少が緩やかになってきているように思う。これは法改正が実施されてか時間がたったために世間の関心が薄まっているのではないかと考える。また私は、飲酒で捕まるよりひき逃げをしたほうが罪が軽くなるという状況が起こりうる現在の法律のあり方に問題があると考えている。今回の研究では飲酒ひき逃げ事故は年々減っているという結果に至ったが、中にはリスクを冒してでも罪を軽くするためにひき逃げをしたという人がいたかもしれない。こういった考えを持つ人をなくすためにも私はもう一度飲酒運転とひき逃げの法律について見つめ直すべきであると考えている。

そして今回、これまで結論を出すことができなかった原因となっていたひき逃げをしていた人が必ずしも飲酒していたわけではないという問題点を解決するために、ひき逃げを起こした人の動機を調べることで一定の成果が現れたのではないかと思います。しかし私が利用した飲酒かつひき逃げ事件のデータも、実際の数を完璧に表したものであるとはいいがたいものである。状況的に完璧を求めるのは難しいデータではあると思うが、より完璧なデータに近づく努力をし、そのデータを用いて分析を行うことも今後やっていくべき課題の一つであると考えている。

今後、飲酒運転及びひき逃げ事故を撲滅するためにも、より社会全体が一連の法改正について関心を持ち、考察することが大切であると考えている。私自身は幸いこれからもこの問題と向き合っていけるような職業に就けるため、今後もより深く考えていければと思う。そして、このような悲惨な事故によって被害を受ける人がひとりでも少なくなることを願ってやまない。

参考文献

- ・飲酒運転事故をめぐる法改正が飲酒運転及びひき逃げ事件に与える効果の分析
<http://www.eco.osakafu-u.ac.jp/osakafu-content/uploads/sites/6/2016/04/2015年度優秀卒業論文賞-向井遼太郎.pdf>
- ・三上悠子 「一連の飲酒運転厳罰化の効果に関する研究」
<http://www3.grips.ac.jp/~up/pdf/paper2009/MJU09066mikami.pdf>
- ・犯罪統計 警視庁 Web サイト
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>
- ・交通事故総合分析センター「交通事故統計年報」
<http://www.itarda.or.jp/materials/publications2.php>
- ・「飲酒運転の厳罰化の歴史」

<https://www.kuruma-sateim.com/driving-infraction/alcohol-penalty/>

- 内閣府 平成 26 年度版交通安全白書

http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/h27kou_haku/pdf/zenbun/h26-1-1-1-2.pdf

